

○療育手帳

知能指数 (IQ) の検査等により、知的障害児と認められた場合に県から交付されます。18 歳未満は、岩国児童相談所の判定を受ける必要があります。たちばなケアプラザでも年 3 回程度、岩国児童相談所の巡回相談がある予定ですので、福祉課にご相談ください。

○身体障害者（児）手帳

身体に何らかの障害があり、日常生活を送るうえで支障をきたすような場合に、指定医師の診断書・意見書により県から交付されます。手帳の交付申請書や診断書の用紙は福祉課および総合支所・出張所にあります。



○精神障害者（児）手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方で申請により県から交付されます。（知的障害者については療育手帳制度があるため、対象には含まれません。）

※ 各手帳が交付されると税金の所得控除や交通機関の運賃割引、日常生活用具の給付等が受けられます。ただし、手帳の種類や障害の程度によって、そのサービス内容が異なります。

○自立支援医療制度

障害者総合支援法に基づき心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象医療や必要書類等について、詳しくは福祉課にご相談ください。また、助成を受けるには事前に申請が必要です。

育成医療：18 歳未満の身体に障害のある児童又は医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童で、確実な治療の効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に給付が受けられます。

精神通院：精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する方で、指定医療機関において通院による精神医療を継続的に受ける場合に、給付が受けられる制度です。



○特別児童扶養手当

身体、または精神に障害のある 20 歳未満の児童を監護している方に支給しています。

- ・ 1 級……月額：52,500 円
- ・ 2 級……月額：34,970 円

○障害児福祉手当

日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある、在宅で 20 歳未満の方に支給しています。

- ・ 月額：14,880 円

※ 月額は令和 3 年 4 月現在のものです。毎年、変更される可能性があります。

○放課後等デイサービス

学校在学中の障害児に対して、授業の終了後または休業日に施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行っています。

事業所「放課後クラブ あいあい」

- ・実施主体 周防大島町社会福祉協議会 TEL 73-0642
- ・場 所 かんころ楽園 (旧油良小学校)
- ・対象者 障害のある児童 (小学生～高校生)
- ・サービス提供時間

平日 (授業終了後)	13:00～18:00
休業日 (春・夏・冬休み)	8:30～18:00



- ・利用料 世帯の所得に応じた負担があります。
その他費用：おやつ代 (1回 50 円)、レクリエーション費用 他
- ・送 迎 迎えも送りも事業所が行います。
- ・申込み 周防大島町へ申請が必要です。

○児童発達支援

障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行っています。

○保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行っています。

ひとり親家庭への支援 ……福祉課 Tel 77-5505

○児童扶養手当

児童を養育しているひとり親家庭等で、支給要件を満たす場合に支給しています。所得に応じて全部支給、一部支給、支給停止があります。

	児童1人	児童2人目の加算	児童3人目の加算
全部支給	43,160 円	10,190 円	6,110 円
一部支給	10,080 円～43,150 円	5,100 円～10,180 円	3,060 円～6,100 円

(令和3年4月現在)

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭、寡婦の方の経済的自立を図るため、事業開始資金、修学資金等の貸付けの相談・受付をしています。

○ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親 (母または父) と児童 (高校卒業まで) に対する医療費の自己負担分を助成しています。

所得制限：市町村民税所得割非課税世帯 (世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯とみなします。)